

令和6年5月25日より 宅地建物取引業（大臣免許）の 申請書類等（*）の提出先が 変更になります

* 免許申請書（新規、免許換え、更新）・名簿登載事項変更届出書・廃業等届出書・法第50条第2項の届出書

これまで

主たる事務所の所在する都道府県宛に提出

* 法第50条第2項の届出書は、所在地を管轄する都道府県宛に提出

NEW!!

これから

四国地方整備局宛て
「郵送」にて提出

* 法第50条第2項の届出書は免許権者に加え、所在地を管轄する都道府県宛にも別途提出

必要部数

正本1部、副本1部
(受付印の受領を希望する場合は、上記に加えて申請書等の鏡1枚と普通郵便用の切手を貼付した返信用封筒を同封)

郵送先・問い合わせ先

〒760-8554

高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
不動産業係

TEL：087-851-8061（代表）

その他

大臣免許に関しては、同時期にオンライン申請の導入開始となります。

